ドラムかん、コンテナーその他の容器	
大型コンテナー（長さが六メートル以上のものに限る。）	七
その他のもの	
金属製のもの	三
その他のもの	二
金庫	
手さげ金庫	五
その他のもの	二〇
理容又は美容機器	五
医療機器	
光学検査機器	
ファイバースコープ	六
その他のもの	八
その他のもの	
レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	四
その他のもの	六
その他のもの	
陶磁器製又はガラス製のもの	三
主として金属製のもの	一〇
その他のもの	五
生物	
植物	
貸付業用のもの	二
その他のもの	一五
動物	
魚類	二
鳥類	四
その他のもの	八
前掲のもの以外のもの	
映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード	二
シート及びロープ	二
きのこ栽培用ほだ木	三
漁具	三
焼却炉	五
その他のもの	
主として金属製のもの	一〇
その他のもの	五

		前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
		主として金属製のもの	一五
		その他のもの	八
	開発研究用減価償却資産	構築物	
		風どう、試験水そう及び防壁	五
		ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	七
		工具	四
		器具及び備品	
		試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四
		機械及び装置	
		汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	七
		その他のもの	四
		ソフトウエア	三
放射線健康影響調査等交付金	器具及び備品	事務機器及び通信機器	
		電子計算機	
		パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	四
		時計、試験機器及び測定機器	
		試験又は測定機器	五
原子力規制研究技術基盤構築事業費補助金	器具及び備品	時計、試験機器及び測定機器	
		試験又は測定機器	五
	開発研究用減価償却資産	建物及び建物附属設備	
		建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	五
		構築物	
		風どう、試験水そう及び防壁	五
		ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	七
		器具及び備品	
		試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四
		機械及び装置	
		汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	七
		その他のもの	四
		ソフトウエア	三